

医療法人社団 健昌会

ヘルパーステーション新里浦上

訪問介護重要事項説明書

1. 事業の目的

要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- (1) 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	医療法人社団 健昌会 ヘルパーステーション 新里浦上		
介護保険指定事業者番号	4 2 7 0 1 0 7 5 2 9		
所在地	長崎市城栄町 1 1 番 2 号		
連絡先	TEL 0 9 5 - 8 1 3 - 1 8 1 8 FAX 0 9 5 - 8 4 8 - 1 2 1 5		
サービスを提供する地域	長崎市		

(2) 事業所の職員体制

勤務の形態	人数	職務内容	保有資格
管理者	1 名	職員及び業務の管理	介護福祉士
サービス提供責任者	3 名	訪問介護計画の作成、 利用申込に係る調整 介護職員の技術指導等 のサービス内容の管理	介護福祉士 (3 名)
常勤訪問介護員	3 名	訪問介護事業の提供	介護福祉士 (35 名)
非常勤訪問介護員	43 名		介護職員基礎研修 (1 名) ヘルパー2 級 (5 名) 介護福祉士実務者研修(2 名)

4.サービス提供時間

営 業 日	年中無休
サービス提供時間	24 時間
営業時間帯	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5.サービス内容

下記のうちで、相談しながら、必要なケアをさせていただきます。

①身体介護

- 食事介助 （食事の時のお世話）
- 入浴介助 （入浴のお手伝い又は清拭）
- 排泄介助 （おむつの交換、トイレへの誘導）
- 体位交換 （寝たきりの方の体の向きを決まった時間に変える）
- 通院介助 （病院への付き添い）

②生活援助

- 身体介護以外のサービスであって掃除・洗濯・買い物・調理等の日常生活援助。
- その他、生活上・介護等に関する相談を承ります。

③上記①②を合わせたサービス

6.利用料金

（１）利用料金・利用者負担金

* 指定訪問介護の場合

身体介護	時間帯	～ 2 0 分未満	2 0 分以上～ 3 0 分未満	3 0 分以上～ 6 0 分未満
	1 割負担	167 円	250 円	396 円
	2 割負担	333 円	499 円	791 円
	3 割負担	500 円	748 円	1,186 円

生活援助	時間帯	2 0 分以上～ 4 5 分未満	4 5 分以上	
	1 割負担	183 円	225 円	
	2 割負担	366 円	450 円	
	3 割負担	549 円	674 円	

注 1) 基本料金に対して、

早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 2 5 % 増し、
深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯は 5 0 % 増しとなります。

注 2) やむを得ない事情、かつ、利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は、
2 人分の料金となります。

加算内容

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

1ヶ月の請求単位に28.7%を乗じた分を加算。

②

初回加算	1割負担	205円	・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回訪問の属する月にサービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問した場合。 ・過去2ヶ月に訪問介護の提供を受けていない場合。 ・要支援と要介護の間で認定区分の変更があった場合。
	2割負担	409円	
	3割負担	613円	

③ 特定事業所加算1

1ヶ月の請求単位に20%を加算。

○減算内容

① 同一建物に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護を行なった場合10%の減算。

（2）交通費

○ 通常の事業の実施地域以外の訪問介護に要した交通費は通常の事業の実施地域を越えるところ直近の停留所から利用者宅直近の停留所まで公共機関を利用した費用額を利用者が負担するものとする。

○ 上記については、利用者及び家族に説明を行い署名同意を得るものとする。

（3）キャンセル料

開始2時間前までに連絡が有った場合：無料

開始2時間前までに連絡が無かった場合：法人設定の時間給賃金の100%

（4）料金のお支払い方法

銀行振替になります。（毎月26日の引き落としとさせていただきます。）

（5）その他

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者負担となります。

7. サービス内容に関する苦情処理体制

申立先	医療法人社団 健昌会		
連絡先	095-813-1818		
担当者	苦情解決責任者：中村 浩介		
	苦情受付担当者	：管理者	岳野 美佐
		サービス提供責任者	吉田 彩那
			池田 一晶
① 苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応する。なお、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持に十分配慮する。 ② 苦情受付担当者は、苦情内容、苦情申立者の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告する。 ③ 苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と協議し、解決を図る。			

〔苦情相談の公的窓口〕

長崎県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情処理担当	826-1599
長崎市役所 介護保険課	829-1163

8. 事業者（本部）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健昌会
代 表 者 名	理事長 新里 健
本部所在地・連絡先	住 所 長崎市茂里町3番20号
	T E L 095-813-1234
	F A X 095-813-1560

9. 緊急時の対応について

サービス利用中に、利用者に何らかの急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊 急 連 絡 先			
家族等氏名(続柄)1		連絡先1	
家族等氏名(続柄)2		連絡先2	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

10. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密保持について

業務上知り得た利用者及び家族に関する事項を、第三者に決してもらしません。これに関しては、利用者がサービス利用を中止された場合、従業員が退職した場合も同様の扱いとします。

② 個人情報の保護について

事業所が定期的なサービス調整会議等を実施する場合には、利用者及び家族の個人情報を用いる場合がありますが、予め文章にて同意を得る事とします。

③ 情報提供する場合

利用者が医療もしくは他の福祉サービス利用のため、居宅介護支援事業をはじめとするサービス事業者への情報提供を実施する場合は、利用者、家族に文書により同意を得ることとします。またサービスの質の向上をめざす研修会等での事例発表等の場合、仮名使用を厳守し、利用者個人が特定できないように配慮します。

④ 介護サービス実施記録の開示について

求めに応じて、利用者及び家族へサービス実施記録の開示を行っております。

11. 事故対策と損害賠償責任

サービス利用中に事故が発生した場合、下記の手順にて対応します。

- ① 事故が発生した場合、速やかに看護師、管理者に連絡し、従業員と共に利用者の被害が最小限になるような対応を行います。
- ② 事故関係従業員は、利用者対応が収拾したら管理者に速やかに口頭にて報告する。但し事故にあった利用者が病院への緊急搬送を要する場合においては、家族への連絡を最優先とします。
- ③ 「事故報告書」を直ちに作成し、上司、管理者へ提出します。
- ④ 管理者は内容を把握し、家族対応、保険者（長崎市など）への連絡、損害賠償保険会社へ連絡等に関して判断し、対応します。
- ⑤ 事故の内容に応じ、「事故検討会」を開催し、原因分析、改善案立案を行い、今後の再発防止に努めます。
- ⑥ 家族からの苦情等については、管理者を交渉窓口とし、保険会社との連携をとりながら、誠意をもって対応します。

なお、事業者側の責任により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。また利用者の責任において事業者が損害を被った場合は、利用者および家族にその損害を賠償するものとします。

12. 事業所が加入している損害賠償責任保険

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損保（居宅介護事業者賠償責任保険）
---------	-----------------------------

令和 年 月 日

訪問介護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

【事業者】

住 所	長崎市城栄町 1 1 番 2 号
事 業 者 名	医療法人社団 健昌会 ヘルパーステーション新里浦上
代 表 者 名	管理者 岳野 美佐 印
指 定 番 号	4 2 7 0 1 0 7 5 2 9

【説明者】

所 属	ヘルパーステーション 新里浦上
氏 名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項説明を受け同意します。

【利用者】

住 所	
氏 名	印

【代理人】

住 所	
氏 名	印